

日本風力開発株式会社「(仮称) 秋田洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年2月14日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 秋田洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、日本風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県能代市、男鹿市、山本郡八峰町、三種町の沿岸域及び
沖合
原動力の種類：風力(洋上)
出力：最大722,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成31年	2月25日
環境大臣意見受理	平成31年	4月26日
経済産業大臣意見発出	令和元年	5月13日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和元年	9月2日
住民意見の概要等受理	令和元年	10月31日
秋田県知事意見受理	令和2年	1月16日
経済産業大臣勧告発出	令和2年	2月14日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、常泉
電話03-3501-1742(直通)

日本風力開発株式会社「(仮称)秋田洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧
告内容

1. 設置する風力発電機の配置のほか、工事の規模や方法等を可能な限り明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域周辺(沿岸域を含む)には、他事業者による既設及び計画中の風力発電所があることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価すること。
3. 対象事業実施区域東方に位置する小友沼や八郎潟干拓地は、国際的に重要なガン・カモ・ハクチョウ類等の集団渡来地であることから、実施区域及びその周辺は渡り鳥の主要な渡り経路となっている可能性がある。
このため、専門家等の助言を踏まえ、当該区域及びその周辺の上空を通過する鳥類の飛翔経路や高度等を詳細に把握し、本事業の実施による鳥類への影響について、適切に調査、予測及び評価すること。
4. 対象事業実施区域周辺に位置する男鹿半島には、県指定の天然記念物である「男鹿のコウモリ生息地」が存在し、実施区域の上空が貴重なコウモリ類の移動経路となっている可能性があることから、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討する等により、コウモリ類への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 実施区域及びその周辺の海域は、県の魚であるハタハタ稚仔の生育場となっているほか、溯河性魚類であるサクラマス、サケ及びアユ等の回遊経路となっている。また、実施区域周辺の海域の一部には藻場が存在しており、ハタハタの産卵場となっていることから、本事業の実施によるこれら海生生物への影響が懸念される。
このため、本事業の実施による魚等の遊泳動物やその卵・稚仔等の海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、ハタハタ及びサクラマス等の魚種を選定し、可能な限り生息状況を把握した上で、適切に調査、予測及び評価すること。
6. 本事業は、八峰町から男鹿市にかけて南北約30kmに渡る範囲に風力発電機を設置する計画であることから、船から見る海岸線や山並み等海からの眺望景観について調査、予測及び評価する必要があるか検討すること。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)

(別紙)